入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域が自ら取り組む地域課題の解決や地域活性化に資する事業を実施するものに対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

２　前項の規定による奨励金の交付に関しては、入間市補助金等の交付手続等に関する規則（平成７年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（奨励金対象組織）

第２条　奨励金の交付の対象となる組織は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自治会長の推薦を受けた組織（以下「まちづくり組織」という。）とする。

⑴　入間市の自治会を単位とする地区（以下「地区」という。）を範囲としてまちづくりに取り組む住民組織（１地区１組織とする。）

⑵　２地区以上で構成する連携組織

⑶　前二号の組織から推薦を受けたまちづくり活動に取り組む組織

２　前項の規定にかかわらず、構成員に入間市暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第３条第２項に規定する暴力団関係者が含まれる組織及びこれらの者と不適切な関係を有する者が含まれる組織は、奨励金の交付の対象としない。

（奨励金対象事業）

第３条　奨励金の交付対象となる事業は、まちづくり組織が取り組む事業のうち、地域課題の解決や地域活性化に資する事業で、市長が認定した事業（以下「認定事業」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については対象としない。

⑴　政治的又は宗教的な活動に資する事業

⑵　事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

　⑶　法令又は公序良俗に反するおそれのある事業

⑷　前三号に掲げるもののほか、事業実施年度が寄附金の募集を開始した会計年度を含む２会計年度を超える事業

　（対象経費）

第４条　奨励金の交付対象となる経費は、市長が適当と認める経費とする。

　（募集方式）

第５条　第３条に定める対象事業を実施しようとするまちづくり組織は、次のいずれかの募集方式を選択するものとする。

⑴　オール・オア・ナッシング方式　寄附募集期間内に寄附目標額に到達した場合に限り寄附金（奨励金）を交付する方式

⑵　オール・イン方式　寄附募集期間内に寄附目標額に達しなかった場合であっても集まった寄附金（奨励金）を交付する方式

２　前項の規定により選択した募集方式は、原則として申請後に変更することができない。

　（事業認定申請書等の提出）

第６条　第３条に定める対象事業を実施しようとするまちづくり組織は、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金事業認定申請書（様式第１号）（以下「認定申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金事業収支予算書（様式第２号）

　⑵　まちづくり組織の会則又は規約

　⑶　まちづくり組織の組織図及び組織名称

　⑷　前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（事業の認定）

第７条　市長は、認定申請書の提出があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業認定決定・却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（寄附金の募集）

第８条　市長は、認定事業、寄附目標額等を市が指定するクラウドファンディングサイトに掲載し、ふるさと納税として寄附金を募集するものとする。

　（計画変更の内容の軽微な変更）

第９条　規則第９条第１項に規定する市長が定める軽微な変更は、寄附目標額に変更が生じないものであって、奨励金対象経費の各費目の３０パーセント以内の変更とする。

　（交付の申請）

第１０条　まちづくり組織は、第８条の規定による寄附金の募集が終了した日の翌日から起算して３０日以内に、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金交付申請書（様式第４号）により市長に申請しなければならない。

　（交付等の決定）

第１１条　市長は、前条の規定による申請があったときは、奨励金の額を決定し、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（奨励金の額）

第１２条　奨励金の額は、認定事業に対して集まった寄附金額から、クラウドファンディングサイトに支払う手数料を差し引いた額とする。

（奨励金の請求等）

第１３条　申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から３０日以内に奨励金を交付するものとする。

　（事業実績の報告）

第１４条　申請者は、認定事業が完了した日から起算して１か月以内に、入間市クラウドファンディング型ふるさと納税活用支援事業奨励金認定事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。ただし、第７条の規定による事業の認定を受けた会計年度内に事業が完了しない場合は、同会計年度の３月３１日までに認定事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

　（認定事業及び交付決定の取消し）

第１５条　市長は、認定事業として認定後又は第１１条の規定による奨励金交付決定後、申請者が次の各号の一に該当すると認めた時は、事業認定及び奨励金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

⑵　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　⑶　認定事業の目的に反したとき。

⑷　事業を中止し、又は廃止したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

　（奨励金の返還）

第１６条　奨励金の交付決定を受けたまちづくり組織は、前条の規定による事業認定及び奨励金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に奨励金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

　（財産の管理）

第１７条　奨励金の交付を受けたまちづくり組織は、認定事業により取得し、又は効用が増加した財産については、認定事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、奨励金の交付の目的に従ってその効率的な活用を図らなければならない。

（財産処分等の制限）

第１８条　奨励金の交付を受けたまちづくり組織は、認定事業により取得し、又は効用が増加した財産を、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保に入れてはならない。ただし、奨励金の全部若しくは一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過したとき又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

３　この告示の失効前に奨励金の交付決定を受けたまちづくり組織については、第１２条から第１８条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。